

美浜・大飯・高浜発電所 設置許可、工事計画、保安規定予定 (2020.01~2021.03)

設置許可
 工事認可
 保安規定
 廃止措置計画
 ○ 申請(届出) ◯ 許可 ◻ 認可(届出後30日) ◻ 補正申請

2020/2/17

発電所	No.	号機	工事名(件名)	種別				2019年度												2020年度			許認可(希望)期限およびヒアリング回数					
				設置許可	工事認可	電事法	保安規定	廃止措置計画	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3				
美浜	1	3	所内直流電源第3系統設置	2018 4/20 申請	-	-	-	-																				・2020年3月までに許可希望(ただし、特定重大事故等対応施設と一括申請であり、特重施設の許可時期による) 理由: 既設設備の改造時期を考慮し、工事着手する必要があるため ・ヒア1回実施済、審査会合2回実施済
	2	3	所内直流電源第3系統設置	-	認可申請	-	-	-																				・2020年10月以降に申請予定 理由: 法令上2021年10月25日が設置期限であり、工事期間(製作~現場施工)や他プラントの製作期間を踏まえ、標準審査期間内の認可を希望 ・ヒア4回、審査会合1回(想定) ○10月以降申請 特重工認の審査スケジュールをふまえ、2020.10以降に申請
	3	3	新規制基準適合に係る申請(本体申請)	-	-	-	2015 3/17 申請	-																				・火山影響等発生時の体制の整備、およびKK67の審査知見反映、内部溢水に係る変更(バックフィット案件)を含む ・審査期間を6ヶ月程度確保することを想定 ・認可希望2020.2M~3E ・ヒア1回/週、審査会合5回
	4	3	有毒ガス防護対策	2019 2/8 申請	-	-	-	-																				許可(1/20)
	5	3	有毒ガス防護対策	-	2020 1/30 申請	-	-	-																				・2020年3月に認可希望 経過措置期間: 2020年5月以降の定期検査終了日まで対応完了が必要 ・ヒア2回、審査会合1回
	6	3	有毒ガス防護対策	-	-	-	認可申請	-																				・2020年5月中旬に認可希望 ・No3認可後に申請 経過措置期間: 2020年5月以降の定期検査終了日まで対応完了が必要 ・ヒア2回、審査会合1回(想定)
	7	3	三重同軸型電気ベネトレーション取替工事	-	認可申請	認可申請	-	-																				・2020年7月下旬までに認可希望 理由: 第26回定期検査時(2022年3月)に取替えが必要であり、電気ベネトレーションの製作工程上記の日程までに認可を得て製作を開始する必要があるため ・ヒア2回、審査会合1回(想定)
	8	1, 2, 3	新検査制度導入に伴う変更	-	-	-	認可申請	-																				・2/27申請予定、4月1日以降、本長安規定認可までの間は、他の保安規定条件が認可されないため、早期認可希望(4月中旬) ・ヒア4回、審査会合2回(想定)
	9	3	大山火山の大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しに対する対応	2019 9/26 申請	-	-	-	-																				・審査期間を1年と想定 ・ヒア6回(内3回実施)、審査会合4回(内2回実施)
12	3	新検査制度導入に伴う本文11号等の届出	届出	-	-	-	-																				・原子伊等規制法第43条の3の8第1項の改正を踏まえ、施工日(4/1)から3ヵ月以内の届出が必要。	

浜浜・大飯・高浜発電所 設置許可、工事計画、保安規定予定(2020.01~2021.03)

■ 設置許可
■ 工事認可
■ 保安規定
■ 廃止措置計画
 ○:申請済出
 ◇:許可
 □:認可(届出後30日)
 ☆:補正申請

2020/2/17

発電所	No.	号機	工事名(件名)	種別	2019年度			2020年度												許認可(希望)期限およびヒアリング回数				
					設置許可	工事認可	電事法	保安規定	廃止措置計画	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	1	2
高浜	1	3.4	所内直流電源第3系統設置	設置許可 2017/6/28 2019/8/22認可申請	-	-	-	★2/3補正																・特定重大事故等対応施設に係る工事計画認可後速やかに申請、標準審査期間満了申請から約3ヶ月後の認可を希望 理由:法令上2020年8月上旬(3号機)、2020年10月上旬(4号機)が設置期限であり、工事期間(製作~現場施工)や他プラントの製作期間を踏まえ、標準審査期間内の認可を希望 ・ヒア4回、審査会1回 ・新規(ただし、設置許可時の審査内容とほぼ同じで懸念事項なし)
	2	1.2	送水車燃料変更	9/25許可 2019/10/5実認申請	-	-	-																	・2020年1月下旬に認可希望 理由:1.2号新規制に係る保安規定認可(No.8)に必要な応じ反映が必要。 なお、No.8の保安規定審査は継続中。 ・設置許可記載内容を工認に反映するものであり、技術的な内容は許可審査時において説明済 ・ヒア3回、審査会1回
	3	3.4	送水車導入工事	9/25許可 2019/10/5認可申請	-	-	-	★1/17補正																・特定重大事故等対応施設に係る工事計画認可後に新検査制度施行をふまへ4月下旬以降に申請、標準審査期間満了申請から3ヶ月後の認可を希望 理由:法令上2021年6月上旬が設置期限であり、工事期間(製作~現場施工)や他プラントの製作期間を踏まえ、標準審査期間内の認可を希望 ・ヒア4回、審査会1回(想定)
	4	1.2	所内直流電源第3系統設置	-	認可申請	-	-																	・2020年4月末までに許可希望 ・2019年7月及び12月の審査会コメント対応を円滑に進めるべく、コメントを踏まえた解析条件について至近に回答して確認頂きたい。 ・許可希望時期の後ろ倒しに伴い、SFP用制御棒の使用取り止め追加の工認手続が必要となる可能性がある。 ・ヒア18回実施済、審査会4回実施済
	5	1.2	1.2号機 SFP未境界性評価手法の変更	18/2/5申請 19/6/14再申請	-	-	-																	・2020年7月末までに認可希望 ・設置許可記載内容を工認に反映するものであり、技術的な内容はNo.5許可審査において説明済 ・なお、本審査とNo.200の保安規定審査については重複して進めることになる ・ヒア2回、審査会1回(想定)
	6	1.2	SFP未境界性評価手法の変更	-	実認申請	-	-																	・経過措置期限内で、工認・使用前検査の処分完了が必要 経過措置期限:2021年8月1日以降の最初の定検終了日 経過措置期限前の第25回定検(3号機)、第23回定検(4号機)にて、工事を実施する予定であり、先行する3号機の定検開始(2020年8月)を考慮すると2020年5月頃までに認可が必要 ・ヒア6回、審査会1回(想定)
	7	3.4	高エネルギーアーク損傷対策(DG)	-	2019/11/29認可申請	-	-																	・2020年6/M認可希望 (T34切り離し申請は、1/16認可) ・変更内容の物量、先行プラントの審査実績等を踏まえ、十分な審査期間が取れるよう申請時期を設定 ・社内外関係所との調整のため別途調整が必要 ・ヒア1回/週、審査会5回 ・審査期間を6ヶ月程度確保することを想定 ・10/8にNo.2.3送水車導入の許可後反映の補正済、合わせてT34適正化内容を切り離し ・1.2号炉の有毒ガスは、新規制基準適合に係る申請を補正して対応。
	8	1.2(3.4)	新規制基準適合に係る申請(本体申請、T34切り離し申請)	-	-	-	2019/7/31申請																	・2020年3月までに認可希望 経過措置期間:2020年5月以降の定期検査終了日まで対応完了が必要 ・ヒア2回、審査会1回(T12/ECCR以外) ・ヒア5回、審査会1回(T34/ECCR以外) ・ヒア7回、審査会1回(T34/ECCR)
	9	1.2.3.4	災害制圧道路整備	18/7/31許可 T34:2019/11/15認可申請 T12:2019/11/15実認申請	-	-	-																	・2020年3月までに認可希望 経過措置期間:2020年5月以降の定期検査終了日まで対応完了が必要 ・ヒア2回、審査会1回(想定) ・ヒア2回、審査会1回(想定) ・1.2号炉の有毒ガスは、新規制基準適合に係る申請を補正して対応。
	10	1.2.3.4	有毒ガス防護対策	2019/2/8申請	-	-	-																	・2020年3月までに認可希望 経過措置期間:2020年5月以降の定期検査終了日まで対応完了が必要 ・ヒア2回、審査会1回(T12/ECCR以外) ・ヒア5回、審査会1回(T34/ECCR以外) ・ヒア7回、審査会1回(T34/ECCR)
	11	1.2.3.4	有毒ガス防護対策	-	-	-	-																	・2020年3月までに認可希望 (実況、高浜・大飯とも同様のスケジュール) 経過措置期間:2020年5月以降の定期検査終了日まで対応完了が必要(高浜3号の定期検査終了が5月上旬予定のためそれまでの認可が必要) ・ヒア2回、審査会1回(想定) ・1.2号炉の有毒ガスは、新規制基準適合に係る申請を補正して対応。
	12	3.4	有毒ガス防護対策	-	-	-	2019/12/26認可申請																	・2/27補正予定、4月1日以降、本保安規定認可までの間は、他の保安規定案件が認可されないため、早期認可希望(4月中旬) ・ヒア4回、審査会2回(想定)
	13	1.2.3.4	新検査制度導入に伴う変更	-	-	-	認可申請																	・設置変更許可は2020年5月までに許可希望 ・高浜1.2号機の再稼働までに対応完了が必要。 ・ヒア7回(内6回実施)、審査会4回(内3回実施)
	14	1.2.3.4	津波警報が発表されない海底地すべり津波に対する対応	2019/9/26申請	-	-	-																	・認可時期は2020年6/Mまでに認可希望 ・高浜1.2号機の再稼働までに対応完了が必要 ・ヒア3回、審査会1回(想定)
	15	1.2.3.4	津波警報が発表されない海底地すべり津波に対する対応	-	T12:実認申請 T34:認可申請	-	-																	・審査期間を1年と想定 ・ヒア6回(内3回実施)、審査会4回(内2回実施)
	16	1.2.3.4	大山火山の大山生竹テフラ(DNP)噴出現模見直しに対する対応	2019/9/26申請	-	-	-																	・審査期間を1年と想定 ・ヒア6回(内3回実施)、審査会4回(内2回実施)

